

文化庁文化交流使事業について（概要）
(Japan Cultural Envoy)

【目的・趣旨】

諸外国における日本文化への理解や日本と諸外国の芸術家・文化人等の連携協力を促進し、もって国際文化交流の振興を図るため、文化庁では、平成15年度より、芸術家、文化人、研究者等、文化に携わる人々を一定期間諸外国へ派遣する「文化庁文化交流使事業」を実施している。

【事業の概要】

「文化交流使」の活動の概要は以下のとおり。

①概要

芸術家・文化人等を海外へ派遣し、実演、実技指導、講演、講義、上映、展示、共同制作、情報交換等を行う。

〔芸術家・文化人等には、複数の芸術家・文化人等で構成された1組の文化交流使とみなすことがふさわしいと文化庁が判断したものも含まれる。〕

②指名期間

原則として1か月以上12か月以内（最長1年）

※1か月につき8回以上、文化交流使としての活動を行う。

③文化庁の負担

交通費、現地滞在費（定額の宿泊費と日当）、現地での活動経費（活動期間に応じた定額の謝金）等

【活動実績】

平成15年度から27年度までに、延べ122名と2グループ（5名）、26組（団体）の文化交流使が世界79か国以上で活動を行った。

※実績は、現地滞在者型（平成15年度～平成21年度）及び短期指名型（平成20年度～25年度）を含む。

【「文化交流使」の指名手続】

「文化交流使」は、「文化交流使」事業委員会[※]の推薦を経て、文化庁長官によって指名される。

（※「文化交流使」事業委員会は、「文化交流使」事業の適正・効率的な執行を担保するため、文化庁長官の下に置かれる委員会で、関係行政機関、学識経験者等から構成される。）